

# ショートケア青葉のまち 利用料金表

## 《予防・介護》

令和4年10月1日改定

### 1. お支払い方法

原則、ご利用者様の指定口座より自動引落としと致します。1ヵ月分の利用請求書を翌月20日までにお渡し、27日に引落とししますので、期日までに指定口座にご入金下さい。

利用料金の減免制度もございますので担当者にご相談下さい。

### 2. 介護保険内サービス料金《単位表》

#### ① 介護予防短期入所生活介護（1日あたり）

要支援区分	単位数	加算名	単位数
要支援1	557	送迎加算	184（片道）
要支援2	683	若年性認知症利用者受入加算	120/日
		認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日

#### ② 短期入所生活介護（1日あたり）

要介護度区分	単位数	加算名	単位数
要介護1	748	送迎加算	184（片道）
要介護2	816	若年性認知症利用者受入加算	120/日
要介護3	890	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日
要介護4	960	緊急短期入所受入加算	90/日
要介護5	1028		

※基本単位には、機能訓練体制加算12単位、サービス提供体制強化加算(I)22単位を含みます。

尚、介護給付には夜勤職員配置加算(II)18単位も含みます。

※上記の基本単位数と各種加算に、介護職員処遇改善加算I(8.3%)、介護職員特定処遇改善加算I(2.7%)、介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)が加算されます。

#### 費用計算方法

- ① 基本単位+加算の合計単位数=A
- ②  $A \times 0.083$  (介護職員処遇改善加算I) +  $A \times 0.027$  (介護職員特定処遇改善加算I) +  $A \times 0.016$  (介護職員等ベースアップ等支援加算) = B
- ③  $(A+B) \times 10.17$  (地域加算7級地) = C
- ④  $C \times 0.9$  又は  $0.8$  又は  $0.7 = D$
- ⑤  $C - D = E$  (利用者負担額)

### 3. 特定入居者介護サービス費

※特定入居者介護サービス費の対象となるのは第1段階～第3段階の方となります。

サービスメニュー		金額	概要
食費	1日	第1段階	300円
		第2段階	600円
		第3段階①	1,000円
		第3段階②	1,300円
		第4段階	1,630円
利用いただいた食事に応じた料金となります。 （特定入所者介護サービス費の未申請の方は、第4段階の金額となります） ※第4段階 1食あたりの金額 【朝420円・昼680円・夕530円】			
滞在費	1日	第1段階	820円
		第2段階	820円
		第3段階	1,310円
		第4段階	2,450円
室料+光熱水費 （特定入所者介護サービス費の未申請の方は、第4段階の金額となります）			

「負担限度額認定証」に記載している負担限度額となります（負担限度額認定の申請が必要です）。

※第1段階～第3段階の方の食費の内訳は【朝375円、昼590円、夕480円】となります。

### 理美容代

サービスメニュー		金額	概要
理美容代	カット	2,200円	利用料金は利用毎の支払いです。 毛染めも行うことができます。 月に10回程度、外部営業店が出張して行います。
	カット+顔そり	2,750円	
	パーマ(カット込み)	6,050円	
	カラー(カット込み)	4,400円	
	顔剃りエステ (女性のみ)	1,650円	
	メニュー+顔そり	550円	

### 4. 日常生活費等

サービスメニュー	金額	概要
レクリエーション・行事等の材料費	実費	参加した場合に実費をいただきます。
手工芸材料費	実費	参加した場合に実費をいただきます。

ご不明な事があれば、遠慮なく生活相談員までお問い合わせください。

ショートケア青葉のまち

☎891-7100